

公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会及び教育研究審議会の委員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会及び教育研究審議会（以下「審議会」という。）の委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員の報酬)

第2条 審議会の委員の報酬は、日額 11,100円とする。

(費用弁償)

第3条 委員が審議会に出席するため旅行した場合は、その費用を弁償する。この場合においては、公立大学法人静岡文化芸術大学旅費規程の例による。

(調整)

第4条 前2条の規定にかかわらず、法人の役員又は職員が審議会の委員となった場合には、報酬及び費用弁償は支給しない。

2 第2条に規定する報酬は、委員が審議会を欠席した場合には支給しない。

3 委員が報酬又は費用弁償を受けないことを申し出た場合は、報酬又は費用弁償は、支給しない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員の報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。